

京都市告示第 303 号

都市計画法（以下「法」という。）第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 19 条第 1 項の規定により京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）緑地を変更したので，法第 21 条第 2 項の規定において準用する法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し，同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 22 年 11 月 26 日

京都市長 門川 大作

1 緑地の名称

第 2 号鴨川緑地

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 変更する部分

中京区鉾田町，東生洲町，上樵木町，上大阪町，中島町及び東山区大橋町の各一部

(2) 追加する部分

中京区石屋町，橋下町，若松町，梅之木町，松本町，鍋屋町，柏屋町，東山区五軒町，新五軒町，弁財天町，常盤町，川端町，宮川筋一丁目，宮川筋二丁目，宮川筋三丁目，宮川筋四丁目，宮川筋五丁目，宮川筋六丁目，宮川筋七丁目，宮川筋八丁目，下京区斎藤町，天王町，和泉屋町，美濃屋町，材木町及び下材木町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）